

重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

広島県指定 第 3460290301 号

当事業所は契約者に対して指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

目 次

1. 事業者の概要
2. 事業所の概要
3. 事業所の特色等
4. 費用
5. サービスの内容
6. サービスの内容に関する苦情・相談
7. 緊急時における対応方法
8. 事故発生時の対応
9. 損害賠償
10. 緊急時訪問看護体制
11. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
12. 契約の終了について
13. 人権擁護・虐待防止等
14. サービス利用にあたっての留意事項

1. 事業者（法人）の概要

- (1) 法人名 医療法人社団 恵正会
- (2) 代表者氏名 理事長 二宮 正則
- (3) 設立年月日 平成11年2月22日
- (4) 定款の目的に定めた事業 本社は訪問看護を行う業務を目的とする。

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名称及び事業所番号
 - ①事業所名 可部訪問看護ステーションなずな
 - ②所在地 安佐北区可部5丁目9番3号
 - ③連絡先 TEL 082-814-5500
FAX 082-819-1238
- (2) 事業所番号 指定 第 3460290301 号
- (3) 管理者 大石 まさみ
- (4) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容	
		常勤 (人)	非常勤 (人)		
管理者	1	1		管理業務・訪問看護	
訪問 看護	看護師	9	7	2	訪問看護
	准看護師				訪問看護
	理学療法士	1		1	リハビリテーション
	作業療法士	1	1		リハビリテーション
	言語聴覚士	1		1	リハビリテーション

(5) 事業の実施区域

事業の実施地域	安佐南区、安佐北区、その他
---------	---------------

(6) 営業日・営業時間

営業日	在宅訪問	月曜日～土曜日 (日曜、祝日休み)
営業時間	在宅訪問	月曜日～土曜日 9:00～17:00 (24時間対応体制)

※利用者の状況により必要な場合には、営業時間外での訪問看護サービスを行っています。

3. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

在宅での生活（療養）を希望する寝たきりまたは寝たきりに準ずる状態にある利用者や家族に対して、必要な知識・技術の提供と指導により、利用者や家族がQOL（生活の質）を高められるように、訪問看護サービスの提供を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

事業の実施にあたっては、その目的と理念に基づくとともに、介護保険制度等の趣旨に従い、関係市町、医療機関、居宅介護支援事業者、その他のサービス関係者との連携を図り、より統合されたシステムとして運営できるように努めています。

4. 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適応がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割から3割が利用者の負担額となります。負担割合につきましては、市町から交付された負担割合証をご確認ください。

(2) 医療保険給付対象サービス

お持ちの医療保険に応じた負担割合（1割～3割）での利用となります。高額療養費制度の申請につきましては介護支援相談員にご相談下さい。

医療保険対象の訪問看護

< 医療 > 療養費		金額	利用者負担額			算定 確認	
			1割負担	2割負担	3割負担		
訪問看護基本療養費							
訪問看護 基本療養費 (Ⅰ)	看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円	<input type="checkbox"/>
		週4日以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円	<input type="checkbox"/>
	専門の研修を受けた者	月1回を限度	12,850円	1,290円	2,570円	3,860円	<input type="checkbox"/>
訪問看護 基本療養費 (Ⅱ)	同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合	週3日まで	2,780円	280円	560円	830円	<input type="checkbox"/>
		週4日以降	3,280円	330円	660円	980円	<input type="checkbox"/>
訪問看護 基本療養費 (Ⅲ)	在宅療養に備えた外泊時(入院中に1回、定める疾病の場合は2回)	月1回を限度	8,500円	850円	1,700円	2,550円	<input type="checkbox"/>
精神科訪問 看護基本療養費 (Ⅰ)	週3回まで(30分以上)		5,550円	560円	1,110円	1,670円	<input type="checkbox"/>
訪問看護管理療養費							
訪問看護 管理療養費	訪問看護における基準をみたし厚生局への届け出を行っているステーションへの評価算定	月1回 月の初日に 算定	13,230円	1,320円	2,650円	3,970円	<input type="checkbox"/>
		同月内 2日目以降に 算定	3,000円 /回	300円	600円	900円	

< 医療 > 加算			金額	利用者負担額			算定 確認
				1割負担	2割負担	3割負担	
加算等							
難病等 複数回訪問 加算	厚生労働大臣 が定める疾 病、特別な管 理を要する状 態の場合	2回/日	4,500円	450円	900円	1,350円	<input type="checkbox"/>
		3回/日	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
複数名訪問 看護加算	厚生労働大臣 が定める疾 病、特別な管 理を要する状 態であり複数 名での訪問看 護を要する場 合	看護師 週1回	4,500円	450円	900円	1,350円	<input type="checkbox"/>
		看護補助者等 週3回まで	3,000円	300円	600円	900円	
緊急時訪問 看護加算	本人・家族の 要請を受け主 治医へ報告し 訪問した場合	月14日目 まで 1日につき	2,650円	270円	530円	800円	<input type="checkbox"/>
		月15日目 以降 1日につき	2,000円	200円	400円	600円	
長時間訪問 看護加算	特別な管理など90分を超え る訪問看護を実施した場合		5,200円	520円	1,040円	1,560円	<input type="checkbox"/>
特別管理 加算	特別な管理がいる方		5,000円 /月 (※1)	500円	1,000円	1,500円	<input type="checkbox"/>
			2,500円/ 月 (※2)	250円	500円	750円	<input type="checkbox"/>
専門管理 加算	専門の研修を受けた看護師が 専門的な管理を含む訪問看護 を実施する場合		2,500円/ 月 (※3)	250円	500円	750円	<input type="checkbox"/>
ターミナル ケア療養費	死亡日及び死亡日前14日に2 日以上訪問かつ、訪問看護に おけるターミナルケアに係る 支援体制について説明し実施		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	<input type="checkbox"/>

< 医療 > 加算		金額	利用者負担			算定 確認
			1割負担	2割負担	3割負担	
夜間・早朝 深夜加算	早朝：6時～8時 夜間：18時～22時	1日に つき	210円	420円	630円	<input type="checkbox"/>
	深夜：22時～6時	1日に つき	420円	840円	1,260円	
24時間 対応体制 加算	電話等により看護に関する意見を求められた場合常時対応できる体制にあり、必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制にある場合	6,800円 ／月	680円	1,360円	2,040円	<input type="checkbox"/>
訪問看護 情報提供 療養費	市町村、医療機関等への情報提供をした場合	1,500円 ／回	150円	300円	450円	<input type="checkbox"/>
退院時共同 指導加算	退院前療養生活への移行に関する情報共有を医療従事者含め行った場合算定（特別な管理を要する方の場合、2回算定する事もあります）	8,000円 ／初回 訪問時	800円	1,600円	2,400円	<input type="checkbox"/>
退院時支援 指導加算	退院当日主治医より訪問看護指示があり療養上必要な指導を行った場合	6,000円 ／退院日 翌日以降 の初日に 算定	600円	1,200円	1,800円	<input type="checkbox"/>
特別な管理指 導加算	特別な管理加算対象者へ退院時共同指導を行った場合（退院時共同指導加算算定時）	2,000円	200円	400円	600円	<input type="checkbox"/>
訪問看護医 療 DX 情報 活用加算	利用者の診療情報を電子資格確認により取得した上で計画的な訪問看護管理を行った場合	50円 ／月	10円	10円	15円	<input type="checkbox"/>
訪問看護 ベースアッ プ評価料 (I)	訪問看護における基準をみたし厚生局への届出を行っているステーションが賃金の改善を実施する場合	780円 ／月	80円	160円	230円	<input type="checkbox"/>

- ※1 悪性腫瘍麻薬疼痛注射管理・気管カニューレ・留置カテーテル 等の方
- ※2 在宅酸素・中心静脈栄養・人工肛門、点滴管理を3日以上要する 等の方
- ※3 専門の研修を受けた看護師：緩和ケア、褥瘡又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師の場合

介護保険対象の訪問看護（介護保険サービスプランに準じて）

訪問職種	所要時間 (1回あたり)	単位数	利用者負担額			料金体系	算定 確認
			1割負担	2割負担	3割負担		
基本報酬（訪問看護／要介護1～5の方）							
看護職員	20分未満	314 単位	336 円	672 円	1,008 円	1回につき	<input type="checkbox"/>
	30分未満	471 単位	504 円	1,008 円	1,512 円		<input type="checkbox"/>
	30分以上 1時間未満	823 単位	881 円	1,762 円	2,642 円		<input type="checkbox"/>
	1時間以上 1時間30分 未満	1,128 単位	1,207 円	2,414 円	3,621 円		<input type="checkbox"/>
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	20分以上	294 単位	315 円	630 円	944 円		<input type="checkbox"/>
	40分以上	588 単位	630 円	1,259 円	1,888 円		<input type="checkbox"/>
	60分以上	794 単位	850 円	1,700 円	2,549 円		<input type="checkbox"/>
基本報酬（定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスと連携する場合）							
看護職員	要介護1～4	2,961 単位	3,169 円	6,337 円	9,505 円	月額	<input type="checkbox"/>
	要介護5	3,761 単位	4,025 円	8,049 円	12,073 円		<input type="checkbox"/>
基本報酬（介護予防訪問看護／要支援1・2の方）							
看護職員	20分未満	303 単位	325 円	649 円	973 円	1回につき	<input type="checkbox"/>
	30分未満	451 単位	483 円	966 円	1,448 円		<input type="checkbox"/>
	30分以上 1時間未満	794 単位	850 円	1,700 円	2,549 円		<input type="checkbox"/>
	1時間以上 1時間30分 未満	1,090 単位	1,167 円	2,333 円	3,499 円		<input type="checkbox"/>

理学療法士、 作業療法士 又は言語聴 覚士	20分未満	284 単位	304 円	608 円	912 円	1回につき	<input type="checkbox"/>
	40分未満	568 単位	608 円	1,216 円	1,824 円		<input type="checkbox"/>
	1日3回以上 (60分)	426 単位	456 円	912 円	1,368 円		<input type="checkbox"/>

介護保険対象の加算等

加算名	概要	単位数	利用者負担額			料金体系	算定 確認
			1割負担	2割負担	3割負担		
緊急時訪問 看護加算	24時間の対応体制にあり必要に応じて計画外での訪問看護を提供する場合	600 単位	642 円	1,284 円	1,926 円	月額	<input type="checkbox"/>
特別管理 加算	悪性腫瘍、気管カニューレ、留置カテーテル等の指導管理を受けている方	500 単位	535 円	1,070 円	1,605 円	月額	<input type="checkbox"/>
	在宅酸素・中心静脈栄養・人工肛門、点滴管理を3日以上要する等の方	250 単位	268 円	535 円	803 円		<input type="checkbox"/>
専門管理 加算	専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師による計画的な訪問看護管理を行った場合	250 単位	268 円	535 円	803 円	月額	<input type="checkbox"/>
長時間訪問 看護加算	1時間30分以上のサービス（特別管理加算対象者のみ）	300 単位	321 円	642 円	963 円	1回につき	<input type="checkbox"/>

加算名	概要		単位数	利用者負担額			料金体系	算定 確認
				1割負担	2割負担	3割負担		
ターミナル ケア加算	人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドラインの内容に添って本人・家族への意思決定支援やサービス担当者間との連携や支援を行った場合		2,500 単位	2,675円	5,350円	8,025円	死亡月	<input type="checkbox"/>
複数名訪問 加算	1名対応が困難な場合(看護師同行)	30分未満	254単位	272円	544円	816円	1回につき	<input type="checkbox"/>
		30分以上	402単位	431円	861円	1,291円		<input type="checkbox"/>
看護体制強化加算	中重度の要介護者への対応について体制を強化している		200単位	214円	428円	642円	月額	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制加算	人員やサービス提供などの面で一定の基準を満たした事業所体制		6単位	7円	13円	20円	1回につき	<input type="checkbox"/>
退院時共同 指導加算	退院時に医療機関と連携し療養上必要な指導を行った後に訪問看護を提供(特別な管理を要する方は2回算定する場合あり)		600単位	642円	1,284円	1,926円	退院後 初回訪問時	<input type="checkbox"/>
初回加算 I	訪問看護計画書作成後、初回利用時または2ヶ月以上利用がない場合で、退院又は退所した日に指定訪問看護を行った場合		350単位	375円	749円	1,124円	初回利用時 (退院時共同 指導加算算定 時除く)	<input type="checkbox"/>

初回加算Ⅱ	訪問看護計画書作成後、初回利用時または2ヶ月以上利用がない場合で、退院又は退所した翌日以降に初回指定訪問看護を行った場合	300 単位	321 円	642 円	963 円	初回利用時 (退院時共同指導加算算定時除く)	<input type="checkbox"/>
-------	--	--------	-------	-------	-------	---------------------------	--------------------------

※特別訪問看護指示書	急性増悪等により主治医が認めた場合で、14日間に限り医療保険対象になる。 (特別な管理を要する状態が重度の方に限り、2回/月 医療保険適応)
------------	---

※指定訪問看護サービスの提供を夜間(18時から22時)又は早朝(6時から8時)に行った場合は1回につき25%、深夜(22時から6時)に行った場合は1回につき50%を所定単位数に加算します。

※准看護師による訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供については、所定単位数に90%を乗じて減額します。

※介護保険の料金の算定につきましては、利用単位の合計に10.70を乗じた数の1割から3割が利用者負担金となります。又、料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかわる標準的な時間を基準とします。

※事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90%を乗じて減額します。

※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問について、前年度訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている、又は緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合、1回につき8単位を所定単位数から減算します。

※利用者負担額は、計算過程における端数処理により実際の請求金額と若干異なる場合があります。

【その他の加算】

- ①介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し全額が利用者の自己負担となります。
- ②介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ③事業所体制の加算について、定められた基準に不適合となる場合算定を発生時期より中止します。

(3) その他の費用

ご遺体ケア料	死後の処置料	15,000円
--------	--------	---------

※医療保険、介護保険適応外の自費請求となります。

(4) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、下表のキャンセル料をいただきます。但し、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担部分の50%
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の100%

(5) 請求書の発行

請求書は、毎月のサービス利用料を月末に集計し、翌月中旬に手渡し又は、郵便で送付します。

(6) 利用料のお支払方法

お支払は、口座振込または口座振替をご利用ください。

※口座振替の場合は、翌月の26日の引き落としとなります。

※口座振込の場合の手数料は、利用者の負担となります。

5. サービスの内容

在宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示に基づいて、当事業所の看護職員が定期的に訪問し、在宅療養の援助を行います。

① 療養上の世話

呼吸・体温・脈・血圧などの健康チェック

感染予防のための清潔保持

② 診療の補助や、医師の指示による医療処置や医療機器の管理

服薬の指導や管理、床ずれの予防や管理、痰の吸引

点滴・栄養チューブ・カテーテル・在宅酸素などの管理

③ 環境整備や家族への支援

家族への介護・看護方法のアドバイス

環境整備についての相談

家族の健康相談

④ 日常リハビリテーション看護・介護（寝たきりの予防・手足の運動など）

歩行・身体を動かす・嚥下機能の訓練などについてはご相談下さい。

⑤ 日常生活の援助、指導

入浴・清拭・洗髪・食事や排泄の介助など

⑥ 認知症の看護・介護

⑦ 終末期（終末期）看護

6. サービス内容に関する苦情・相談

サービス内容に関する苦情・相談は以下の窓口で受付けます。

当事業所相談窓口	可部訪問看護ステーションなずな 苦情解決責任者 管理者：大石 まさみ 苦情受付担当者 副主任：元榮 啓貴 ご利用時間：8：30～17：30 ご利用方法：TEL（082）814-5500
----------	--

※安佐北区介護保険課 082-504-2173 ※広島県国保連合会 082-554-0770

*第三者評価の実施状況：なし

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変があった場合は、速やかに利用者の主治医、連絡先（家族等）、居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

8. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に関係する居宅介護支援事業所に対して連絡を行う等の必要な措置を迅速に行います。

9. 損害賠償

当事業所は、以下の内容で損害賠償保険に加入しています。当事業所が利用者に対して賠償すべき事故が起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書第20条に基づき、金銭等により賠償をいたします。

加入保険名	看護事業者総合賠償保険
保険の内容	【対人】1名1事故 1億5000万円 【財物】1事故 1000万円
賠償できる事項	訪問中の事故、家財破損等
当事業所の連絡担当者	管理者：大石 まさみ TEL（082）814-5500

10. 緊急時訪問看護体制

居宅介護支援計画(ケアプラン)にない緊急時訪問を必要に応じておこなう場合もあります。なお、点滴等の医療行為には医師の診断と指示に従った上で実施することとします。

11. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について（契約書第14条）

事業所及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

1 2. 契約の終了について（契約書第15～17条）

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立や要支援と判定された場合
- ② 利用者の契約解除の申し出があった場合
- ③ 利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- ④ 事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
- ⑤ 利用者が死亡した場合

1 3. 人権擁護、虐待防止等

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

（1）虐待防止に関する担当者を選定

虐待防止に関する担当者	管理者 大石 まさみ
-------------	------------

（2）虐待防止のための指針を整備

（3）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者へ周知徹底

（4）虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

（5）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（6）その他虐待防止のために必要な措置。

1 4. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

（1）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施

（2）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

1 5. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 訪問時での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などをご遠慮ください。
- サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。
 - ① 看護職員等は、年金の管理、金銭の貸借等の取り扱いはいたしかねますので、予めご了承下さい。
 - ② 看護職員等に対する贈り物等をご遠慮下さい。
- 契約者及び家族との信頼関係をもとに、安心、安全な環境で質の高いサービスを提供

できるように以下の例のような行為は禁止させていただきます。例のような禁止行為があった場合、契約書第16条に示している通り、契約を解除させていただくこともあります。

＜サービス従業者への禁止行為例＞

○暴力又は乱暴な言動

- ・物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する、誹謗中傷 など

○セクシュアルハラスメント

- ・従業者の身体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる
- ・性的な内容の発言（性的事実関係を尋ねる内容）、性的な嫌がらせ行為 など

○モラルハラスメント（道徳的に問題となる言動、態度）

- ・従業者の容姿や身体的なことを軽蔑する言動や態度
- ・従業者に対しての嫌味や侮辱するような言動や態度
- ・故意に無視したり、無理な仕事、要望を押し付けたりする行為 など

○カスタマーハラスメント

- ・正当な理由なく解雇を求める
- ・理不尽な苦情、執拗な指摘、対面や電話等による従業者の執拗な時間拘束 など

○その他行為

- ・従業者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為
- ・従業者が恐怖を感じる行為 など